

小栗栖排水機場周辺地域の浸水被害に係る訴訟の進捗状況について

平成25年9月に小栗栖排水機場周辺地域で発生した浸水被害に関して、本市は、被害を受けられた方に対し必要な賠償を行うとともに、浸水被害を発生させた原因者である排水機場の維持管理業務の委託事業者オグラロード・サービス株式会社（以下「オグラロード」という。）及び同社から営業譲渡を受けた事業者ジェイテック株式会社（以下「ジェイテック」という。）に対し、損害の賠償（本市が支払った賠償額等の求償）を求めて訴訟を行っており、その進捗状況について御報告いたします。

1 オグラロードに対する訴訟

（1）訴訟の概要

本市が浸水被害の原因分析を行うために設置した「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会」（以下「検証委員会」という。）から出された「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証報告書」（以下「検証報告書」という。）において、「浸水被害は、委託業者の人為的な操作ミスによるポンプの停止が原因である。」とされたことを踏まえ、本市は、オグラロードに対し、平成26年7月25日に市会の議決を得て、同年8月8日に、損害の賠償（本市が支払った賠償額等の求償）を求めて訴訟を提起しました。

訴訟においては、①人為的な操作ミスによるポンプの停止と浸水被害の因果関係（以下「因果関係」という。）及び②本市の損害額の妥当性が大きな争点となっています。

なお、本件訴訟には、オグラロードが加入していた総合賠償責任保険の引受保険会社である損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）が参加しています。

（2）進捗状況

これまで、因果関係に係る審理を先に重点的に行い、その後、損害額に係る審理を行うという裁判所の方針の下、審理が行われてきました。

現在、因果関係に係る審理が継続していますが、審理には検証報告書における解析手法など、専門的、技術的な事項に対する知識が必要であることから、裁判所は、河川工学等に関する専門的知見を有する専門委員（学識経験者）を選任しています。

裁判所が専門委員に2度にわたり意見を求めたところ、専門委員から令和元年9月25日及び令和3年1月5日に検証報告書における解析手法等について妥当とする意見が出されました。

今後は、専門委員からの意見も踏まえて、訴訟の審理が進められる予定です（次回期日：令和3年2月18日）。

2 ジェイテックに対する訴訟

(1) 訴訟の概要

ジェイテックは、浸水被害発生後に設立され、代表取締役及び監査役をオグラロードの従業員であった者がそれぞれ務めるとともに、オグラロードから営業の全部譲渡を受け、オグラロードと同一の場所において事業を行っている会社です。

このため、本市は、平成29年3月24日に市会の議決を得て、同年5月23日に、ジェイテックをオグラロードと実質的に同一とみなし、ジェイテックに対して、本来オグラロードが本市に支払うべき賠償金の支払を求めて訴訟を提起しました。

(2) 進捗状況

ジェイテックは、「オグラロードとは全くの別会社である。」と主張し、全面的に争う姿勢を見せていました（次回期日：令和3年2月18日）。

3 被害者に対する賠償

(1) 被害者との示談について

被害申告があった619件のうち、618件について示談が成立し、既に賠償済みです。

<進捗状況>

被害申告件数	示談締結済み	
	件数	金額
619件	618件	745,503,518円

※ 残りの1件については、平成30年3月22日に文書を送付し、本市が提示している金額（本市算定額：927,617円）での合意の意思確認と時効期限（文書到達から3年間）について通知しています。

(2) 保険会社との示談について

被害者に保険金を支払った保険会社からの求償については、319件のうち、266件について解決済みです。

<進捗状況>

保険会社が被害者に保険金を支払った件数	解決済み	
	件数	金額
319件	266件	262,331,350円

※ 残りの未解決53件は、全て訴訟に参加している損保ジャパンの分です。